

会 議 録

会議の名称	令和4年度(2022年度)第1回豊中市同和問題解決推進協議会		
開催日時	令和4年(2022年)9月8日(木) 午後7時～午後9時20分		
開催場所	人権平和センター豊中2階大集会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	人権政策課 教育委員会事務局 学校教育課	傍聴者数	1人
公開しなかった理由	—		
出席者	委員	ト田会長、岩槻委員、宮前委員、大路委員、沖本委員、酒井委員、重本委員、西田委員、植松委員、山下委員	
	事務局	【人権政策課】 山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、 佐津川主幹兼人権平和センター館長、出口主幹、阪口係長、吉川主査 【教育委員会事務局学校教育課】 花山主幹	
	その他		
議題	1. 会長の選出及び職務代理者の指名について 2. 協議会の公開等について 3. 第10期協議会の進め方およびスケジュールについて 4. 差別事象等の発生状況について 5. 職員が関わる差別事象について 6. 今後の同和行政の取組みについて 7. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

開会

人権文化政策監よりあいさつ（市長メッセージ代読）

案件 1. 会長の選出及び職務代理者の指名について

- ・会長にト田委員が選出され、職務代理者に宮前委員を指名した。

案件 2. 協議会の公開等について

- ・会議は原則公開とし、非公開とする場合は会長に一任すると決定した。

案件 3. 第 10 期協議会の進め方およびスケジュールについて

- ・事務局から資料 3-1、3-2、3-3 により説明した。

○会長 第 9 期では、豊中市同和行政基本方針の改定の中で、現在の差別の実態、地域の実態をどう明らかにしていくのかという議論があった。その時に、質的な部分での実態の把握が必要ではないかという議論が出ていた。被差別当事者団体等との意見交換が、一つ大きなポイントになってくると思われる。タイミングなども含めてご意見いただきたい。

○委員 第 7 期で答申を出すときも、前期の方針改定するときも、学校現場における教育と行政における啓発について主に議論してきた。今期では、答申や方針がそれぞれの現場でどう扱われ、どう生かされているのかを知りたい。認定こども園や小・中学校での実践、いわゆる一般校での実践、先生たちの声を聞きたい。あわせて、それぞれの学校現場で工夫された部落問題に関わる教材、教育委員会が把握している教材も紹介してほしい。また、市役所内の部落問題に関する職員研修の資料や参加者の感想などについても紹介してもらいたい。

○委員 被差別当事者団体との意見交換の場を設けることについては、基本方針改定の際にも話が出たが、設けられずに改定することになった。スケジュール案では、当事者団体との意見交換はほぼ 1 年後、3 回目に予定されているが、2 回目に早め、そこで課題を洗い出して論議していくべきではないか。

●事務局 基本方針改定を受けて、今後どのように同和行政の進捗管理を行っていくかを優先して検討すべきと考え、2 回目の案件に進捗管理を設定した。当事者団体等との意見交換については、学校の先生など当事者団体以外にも広げるかの検討などに時間がか

かるため、3回目に設定している。

- 委員 同和教育、保育のほか、市民啓発にも力を入れてもらいたい。学校と関係性のあ
る豊中市人権教育推進委員協議会や、市民向けの啓発を行っている（一財）とよなか人
権文化まちづくり協会と連携し、同和問題解決推進協議会ともコラボしながら、市民啓
発を進めていければと思う。
- 委員 進捗管理については、何を基準に進捗を測るのが重要となるが、今の段階では
明確でない。基本方針に基づき、具体的にいつまでに何をやるかという実施計画が必要
ではないか。私が参画する他市の審議会でも、計画に基づいた進捗管理が行われている。
- 事務局 計画を持つと、毎年度の事業報告や数年おきの改定などに非常に労力を要する。
現在、同和問題に関しては、計画の進捗管理に労力を使うよりも、職員研修や市民啓発
といった実践に注力していきたいと考えている。ただし、いつまでに何をやるかという
進捗管理の重要性も認識しており、計画ではないが、進捗管理はしていきたいと考えて
いる。
- 委員 同和行政基本方針と同和行政推進プランは、どのような関係性にあるのか。方針
はどこの市でも通用するような抽象的な内容であり、それを豊中にどう生かしていくか
というものが必要。
- 事務局 同和行政推進プランは、平成16年に策定した10年間のプラン。現在は期限が
切れているが、期限後も進捗管理していくことを当時決め、毎年前年度の実施状況をま
とめた資料は作っている。以前はこの協議会で資料報告していたが、数年前に必要な
のではないかと意見があり、現在は報告していない。
- 委員 スケジュール案では、第10期を通して市が何をめざしているのかが伝わってこ
ない。めざすところを共有したうえでの議論が必要ではないか。
- 委員 今年度の豊中市の市民向け講座に何度か参加している。こうした市民啓発の活動
が、基本方針のどこに位置付けられているのか確認しておきたい。他市では、市民向け
講座にPTA役員を動員しながら盛り上げ、その報告もされている。豊中市も講座開催
などの成果をさらに発信していったらどうか。
- 委員 先ほどの事務局からの説明に対して、効果的な実践につなげていくためには、よ
り具体的な学校教育や市民啓発の基本計画が必要であり、この協議会と連携して、計画
について考えていけるとよいのではないか。

- 委員 同和行政の基本方針なので、この協議会で話し合う前に、まずは行政の各部局・各課で、同和行政をどう進めていくかを話し合い、計画なり示してもらいたい。
- 会長 今期のスケジュールとして、例えば、2 回目に、基本方針の改定を受けて行政がどのように動いているのか実態を報告してもらい、そのうえで3 回目に当事者団体の声を聞き、4 回目、5 回目で意見を出していくということも考えられる。この場合は先に行政の動きを聞くので、当事者団体の声を聞いたときに、こういうところがもっと必要ではないかという議論がしやすくなる。
- 2 回目に当事者団体から実態を聞いたうえで、次年度 3・4・5 回目で行政の実践報告を受けながら、こうしていくとよいのではないかと意見を出していく方法もある。
- 5 回目を終えて協議会として何を出していくのか、行政に対して何を求めていくのかということも併せて考えていくことが必要ではないか。それが計画を出した方がいいという提言になる可能性もある。協議会として、進捗管理のためには、こういう内容が必要だという議論もしていく必要がある。
- 5 回のゴールと組み立て方、その核になる当事者団体との意見交換をどの回に持ってくるのがよいか、もう少し意見をいただきたい。
- 委員 2 年という限られた期間なので、当事者の意見を 1 月・2 月に聞く。そして、学校、行政の現場の実態を教えてほしい。我々が学校現場や行政の実態と実践を認識し、問題だと思うところを解決するためにどういう計画が必要なのか立てていくことが筋だと思う。計画も大切だが、状況は一刻一刻動いており、新たな差別発言も起こっているという実態を前提に考えていかないといけない。この協議会で議論している大事なことが、そのまま学校現場や市民には伝わっていないという齟齬を強く感じる。
- 委員 「教育・啓発の効果的な取組みについて」は、次年度 9～10 月の案件となっているが、一刻も早くしっかり考えるべきことである。
- 何をするにも、計画があって、きちんとできているか進捗管理していかないと、なかなか進まない。形だけきれいなペーパーができて、実際はどうだったか、といったことにならないようにと思う。
- 委員 市から、このような進捗管理をしていくという案が出てきたらすばらしいことだが、難しい部分があると思う。そう考えると、今年度中に、教育・啓発等で 1 回、当事者団体等で 1 回、課題を見る会をもったうえで、そこで出てきた課題をもって、どのように基本方針の進捗管理をしていくのかという議論をする方が実行可能で生産的な話になるのではないか。

○会長 ここで、市の考える進捗管理のイメージを確認しておきたい。

●事務局 教育・啓発が早急に取り組まなければならない課題であるという認識から、第7期で諮問したところ、それだけではないと、当事者の思いやさまざまな団体との協働、実態を振り返ることが必要であるとの答申を受けた。そして、それをふまえて基本方針を改定した。

教育・啓発の課題と取り組むべき方向については、基本方針の6ページに書いている。この内容について、進捗管理として、実施した取り組みやどこに悩みがあるのかなどを提示し、ご意見いただきたいと思っている。第2回については、その教育・啓発の課題、インターネットや社会教育、学校教育についても方針に示しているのので、それに沿って取り組みを報告し、進捗についてご意見いただきたい。

意見交換については、当事者団体やその他さまざまな団体との調整が必要であり、年度内にあと2回開催するのも調整が必要。会長と相談させていただきたい。

○会長 整理すると、第2回では、答申や方針を受けて、実際に学校教育の現場や市民啓発でどういったことが行われていてどういう課題があるのかという実態を聞き、明らかにする。第3回では、当事者団体と意見交換し、協議会として今の実態について共通認識を持つ。その実態に対して行政がどう動いているのか協議会として質問や要求をし、今期の終わりまでに、このように動かしていくべきではないかと、行政の進捗状況に対して意見をまとめていくという進め方でよいか。

今後も、実態を把握して、行政の進捗報告を受けて、それに対して協議会として意見を述べていくというサイクルを、今期で作り出していくことが必要ではないかと考えるが、どうか。

(各委員賛同)

それでは、このように進めていくこととし、第2回では、学校教育の実態として教育委員会や教育現場で向き合っておられる委員のお話や教材について、また、こども園、保育現場での取り組みも出してもらいたい。第3回では、当事者団体と意見交換ということで、事務局で調整いただきたい。

案件3. 差別事象等の発生状況について

・事務局から資料4により説明した。

○委員 2022-1 差別発言について、勝手な想像だが、その映像を見せられたときに納得できなかったのではないかと。部落とは関係ないという無関心か、また同和の話かと感じていたのではないかと想像する。今の世の中の生きづらさと、若い頃納得できなかった不

満が重なって、そのはけ口を求めて電話をしてきたのではないか。このような電話に対しては、なかなか難しいが、相手の立場に立って傾聴し、共感を示しながら対応するしかないだろう。

2022-3 差別投稿については、このような誤解を持っている人に対して、どう発信していったらいいのかという大きな課題をいただいたと受け止める。

○委員 2022-2 差別動画については、撮り直したものがさらに掲載されている。特に撮り直した2本目には、動画にテロップが入り、差別をあおるような投稿がされている。子どもたちが住んでいる家や通学路が、偏見や差別に満ちた内容と一緒に映っている。また、子どもたちは配布されたタブレットでインターネットに接続でき、こういったものを見ているという危機感を、教職員をはじめどれだけ持っているかという点も課題である。

また、それぞれの差別事象を個人の問題と見なすのか、それとも教育の問題として、取り組めていない課題として捉えるのかで随分違う。市の報告は、個人の課題、発言のここが課題となっているが、市として取り組めてないところの課題がこの3つの事象に表れているのではないか。3つの事象に共通することから、今期で取り組むべきことが見えてくるのではないか。

○委員 インターネット上の差別動画について、自治体によってはモニタリングを経て削除要請しているが、豊中市は取り組んでいるか。こういった動画が掲載されていることのおかしさや、インターネット上の情報にだまされないための教育をしていくことも大事だが、子どもたちが見られる環境にあることを考えると、1つでも減らしていくことも必要だと思う。こういった事象が発生しないように、発生したものを削除していくという取組みも大事だと思う。

●事務局 豊中市は、モニタリングを行っていない。これまでの削除要請は、大阪府と差別動画が掲載されている府内自治体とともに要請しているもので、市もそこに加わっている。

この動画については、大阪府が動画サイトへ直接通報の書込みもしたが、現在も削除されていない。海外サイトの日本支社には削除する権限はないらしく、動画削除のためのハードルは高いと聞いている。

○委員 海外には、部落差別の理解が及んでいないと思う。我々にとっては差別的な動画だが、単にまちを映した動画としてしか判断されず、削除の基準も満たしていないと受け取られているのではないか。

案件 5. 職員が関わる差別事象について

案件 6. 今後の同和行政の取組みについて

・事務局から資料 5-1、5-2、5-3 により説明した。

○委員 先程の委員の意見ともつながるが、人権政策課には、差別事象を起こした人への対応だけでなく、二度と起こさないための教育・啓発に生かしていくことが求められているが、そこが抜けている。差別事象は起こっていいものではないが、起こるときは起こる。二度とそのようなことが起こらないような市のシステムを作っていくことが、人権政策課が一番しなければいけないことである。差別事象の報告が人権政策課にされなかったのであれば、なぜ放っておくのかと厳しく対応する意識で関わり、取り組んでほしい。

○委員 教員時代、こういった発言があったときは即その場で事実確認し、関係教員も含めて、二度としないというところまで本人の言い分を聞いたうえで自覚をしっかりと促してきた。行政も同じことができるはずだと思う。

○委員 総合計画審議会での発言については、発言があった審議会の録音が途中で切れていたことに意図的なものを感じざるをえない。同じ発言者から聞き取りをして、「部落」について、市に対しては単なる村、集落と答え、当事者団体に対しては土農工商の部落と答えている。そんなことは普通はありえない。市は意図してそういう発言を引き出したと思わざるをえない。

こういう問題が起きた場合、先ほども意見があったが、速やかに当事者と関係者の話を聞く必要がある。市だけで解決するのではなく、当事者団体にも相談しながら解決していくことが大切だが、市はその姿勢から遠い立場を取ったため、このような問題が起きたと思う。相談しやすい人権平和センター、当事者団体であること、そしてお互いに連携していくという姿勢をマニュアルに反映し、取り組んでほしい。そういった意識が全く欠けていた豊中市の実態が残念だ。

○委員 豊中市は、差別事象を個人の捉え方の問題と理解しているのではないか。差別として捉えられかねないといった個人の解釈の話ではなく、どういう文脈で用いられているか、差別を拡大、助長する文脈かどうかで捉える必要がある。言葉がどのような文脈で使われているか、差別を助長するかないかというのは、皆が理解できる基準があるはずだ。結局、これまでの市の同和教育の不十分さが背景にあって差別発言に至るのだから、個人の感覚、捉え方の問題で差別かどうかが決まるのではなく、差別を社会的な枠組みに置いて捉える視点がなければならない。

○委員 差別事象はいつ起きるかわからないため、その場で差別性や問題性に気づいて的

確に指摘し対応していくことは難しく、想定通りいかないことの方が多いと思われる。マニュアル化することに賛否あると思うが、職員の心構えや対応面で、部落差別に直面したときの職員にとってのお守りのようなものになるとよい。それには各職員がマニュアルを読んで活用されることが前提となる。

完成したマニュアルは、どの範囲に配布するのか。

●事務局 完成したマニュアルは、職員が誰でも見られる庁内情報共有システムに掲載する。今後、人権研修を行うときにも周知していく。

○会長 マニュアルを作って終わりではなく、どういうかたちで周知を図るか、実際に使えるものにしていくかなど、課題はいろいろある。その中で市がどう取り組んでいくのか、また、今回報告のあった事象の何が課題かということについても協議会として議論を深め、対症療法にとどまらない、根本的な提言を出していく必要がある。

○委員 職員が関わった差別事象それぞれの当事者が、今どのような気持ちでいるか想像をめぐらせ、そのフォローを1つの行政課題として続けてほしい。

案件7. その他

・次回の日程および今期の開催回数は、会長と相談し、改めて日程調整等することを説明した。

閉会